



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 告示

- 1 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 2 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 2
- 3 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定 (長寿社会課)..... 3
- 4 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 3
- 5 " (")..... 4
- 6 救急病院の認定 (医務課)..... 4
- 7 紀の川左岸土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 4
- 8 保安林予定森林 (森林整備課)..... 4
- 9 " (")..... 5
- 10 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札の参加に必要な資格等 (技術調査課)..... 5
- 11 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9
- 12 道路の供用開始 (")..... 9
- 13 道路の区域変更 (")..... 10
- 14 道路の供用開始 (")..... 10
- 15 " (")..... 10
- 16 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 11

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)..... 11
- " (")..... 11
- 和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定 (情報政策課)..... 11
- 和歌山県立青少年の家の指定管理者の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 12
- " (")..... 12

規 則

和歌山県規則第1号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則 (昭和42年和歌山県規則第22

号)の一部を次のように改正する。

本則第1号から第9号までの規定中「平成23年3月1日」を「平成24年3月1日」に改め、本則第10号中「平成23年2月1日から同年3月末日まで」を「平成24年3月1日から同月末日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年2月15日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年12月15日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

市原正登

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第2号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年12月20日指定した。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	ブレイクマックス 1月号	18011-01	コアマガジン
月 刊 誌	実話マッドマックス 1月号	15279-01	コアマガジン
月 刊 誌	BLACKBOX 1月号	17843-1	三英出版
月 刊 誌	金のEX 1月号	12855-1	大洋図書
月 刊 誌	関西マンゾク 1月号	02203-1	シーズ情報出版
月 刊 誌	ジェイスパーク 1月号	86257-01	トライマックス
月 刊 誌	黄金のGT 1月号	12259-01	晋遊舎

月刊誌	実話ドキュメント 1月号	05267-1	竹書房
月刊誌	エキサイター 1月号	11957-01	インターナショナル・ラグジュアリー・メディア
月刊誌	漫画実話ナックルズ 1月号	18421-1	ミリオン出版
月刊誌	実話ナックルズ 1月号	04877-1	ミリオン出版
月刊誌	裏モノJAPAN 1月号	01805-1	鉄人社
雑誌	G.T.R. DX vol.8	04878-1	大洋図書
雑誌	実話裏歴史SPECIAL VOL.9	68464-39	ミリオン出版
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.45	02092-1	ぶんか社
雑誌	ゴールデンDASHマグナム	02060-01	晋遊舎
コミック	恋愛チェリーピンク 1月号	17744-1	秋田書店
コミック	恋愛熱情ラブパッション 1月号	09657-01	一水社
コミック	ブリンク 1月号	17799-01	ホーム社
コミック	恋愛美人if 1月号	19615-01	セブン社
コミック	恋愛天国パラダイス 1月号	09675-1	竹書房

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第3号

介護保険法（平成9年法律123号）第24条の2第1項の規定により指定市町村事務受託法人を次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定に基づき公示する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務所の名称	事務所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	申請者の代表者の氏名	指 定 年月日	受託事務 の 種 類	居宅サー ビス等 の 提 供 の 有 無
串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	和歌山県東牟婁郡串本町串本2367	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	和歌山県東牟婁郡串本町串本2367	中筋雄四郎	平成24.1.1	要介護認定調査事務	有
串本町社会福祉協議会古座事業所	和歌山県東牟婁郡串本町上野山291-4	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	和歌山県東牟婁郡串本町串本2367	中筋雄四郎	平成24.1.1	要介護認定調査事務	有

和歌山県告示第4号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人進正会 寺下病院	和歌山市和歌町22番地	寺下俊雄	平成 24.1.1

和歌山県告示第5号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
オードラッグスーパーセンター海 南薬局	海南市築地1-1	林伸昭	平成 24.1.1

和歌山県告示第6号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 富田病院
- 2 所在地 岩出市紀泉台2
- 3 有効期限 平成26年12月31日

和歌山県告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員(平成23年11月30日退任)

職名 氏 名 住 所
理事 楠見多喜夫 和歌山市岩橋807番地

和歌山県告示第8号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村東字岩井谷1627から1633まで(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第9号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字尾曾中木1458の2、1458の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第10号

平成24年5月1日から平成25年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を次のように定める。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからソまでに掲げる要件のいずれかに該当する者でないこととする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のタからテまでに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請できないこととする。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）又は破産者で復権を得ない者

イ 次の（ア）から（オ）までに該当するいずれかの事実があった後、2年を経過しない者

（ア）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ウ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（エ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（オ）上記（ア）から（エ）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 和歌山県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていないもの

カ 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員及び契約営業代表者において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められるもの

ク 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められるもの

ケ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種の建設業許可を受けていないもの

コ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの

サ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下のもの

シ 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合はその営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

ス 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

セ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの

ソ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの

タ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の技術士数が5名以上在籍していること。

チ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の一級建築士数が20名以上在籍して

いること。

ツ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない）が合わせて5名以上在籍していること。

テ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体の測量士数が10名以上在籍していること。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成24年1月23日から同年2月3日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、県土整備部県土整備政策局技術調査課とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約しようとする営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）

(ケ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成23年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）

(コ) 主たる営業所（本社・本店）及び和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(サ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内などパンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいず

れかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(セ) 委任状（代理人を置く場合）

(ソ) 受付票（県外建設工事）

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約しようとする営業所情報一覧表

(ウ) 入札希望等一覧表

(エ) 技術資格者一覧表

(オ) 代表者・役員調書

(カ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）

(キ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成23年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。）

(ク) 直近1年の事業年度における財務諸表

(ケ) 商業登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）

(コ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し

(サ) 現況報告書の副本の写し

(シ) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県内にある者は、(エ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿

(ス) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県外にある者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(セ) (エ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し

(ソ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外に主たる営業所（本社・本店）を有する者を対象とする。）

(タ) 主たる営業所（本社・本店）の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子及び帳簿など）の写真

(チ) 委任状（代理人を置く場合）

(ツ) 受付票（測量・コンサル）

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出方法

上記提出時期に持参するか、平成24年1月23日から同年2月3日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送すること（平成24年2月3日までの消印のあるものを有効とする。）。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市馬場町一丁目4番7地先から同市馬場町一丁目2番4地先まで	旧	13.48 } 13.87	43.30	
同上	新	19.43 } 19.66	43.30	

和歌山県告示第12号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海南市馬場町一丁目4番1地先から同市馬場町一丁目2番4地先まで
供用開始の期日 平成24年1月6日

和歌山県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市馬場町一丁目4番5地先から同市日方字神田817番2地先まで	旧	6.33 } 11.05	453.94	
同上	新	18.00 } 32.48	453.94	

和歌山県告示第14号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市馬場町一丁目4番5地先から同市日方字神田817番2地先まで

供用開始の期日 平成24年1月6日

和歌山県告示第15号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字志賀字鳥居川348番5地先から同町大字志賀字山原264番1地先まで

供用開始の期日 平成24年1月6日

和歌山県告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3155	田辺市秋津町字東八町454番1の一部、里道	田辺市東山一丁目5番14号 Sシティビル203号室 さくら不動産販売株式会社 代表取締役 西嶋聡	平成 23.12.20	6.00	47.01

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成23年11月29日以降無効とする。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
10リットル券	漁船以外の船舶	8223424	1枚	平成23年9月1日から 平成24年2月29日まで	紀南県税事務所	平成23年11月29日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成23年12月15日以降無効とする。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	漁船以外の船舶	6501672 ～ 6501673	2枚	平成23年8月1日から 平成24年1月31日まで	紀中県税事務所	平成23年12月15日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）第8条の規定により、和歌山県立情報交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山IT教育機構
和歌山県田辺市新庄町3353-9
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）第8条の規定により、和歌山県立青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者

(1) 和歌山県立紀北青少年の家

和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム

(代表となる団体)

紀北青少年の家運営協議会

和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3

(構成員)

大揚興業株式会社

和歌山県和歌山市新通二丁目10番1

(2) 和歌山県立白崎青少年の家

クリーン興商・南海ビルサービス企業体

(代表となる団体)

クリーン興商株式会社

和歌山県有田郡有田川町小島433番地の5

(構成員)

南海ビルサービス株式会社

大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(3) 和歌山県立潮岬青少年の家

特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

和歌山県東牟婁郡串本町出雲1614番地の53

2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年1月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画汚物処理場、ごみ焼却場及びごみ処理場 (青岸清掃センター)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課